



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 1 月 24 日 (月 曜 日) 第 274 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示 (危機管理課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 4
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 5
- 介護医療院の開設許可…………… (“) 5

頁

公 告

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 5
- 民有林の保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 5
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 6
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 6
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可 (2 件)…………… (“) 7
- 都市計画の変更の案の縦覧 (2 件)…………… (都市計画課) 7

告 示

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示をここに公表する。
令和4年1月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第53号

宮崎県災害対策本部規程の一部を改正する告示

宮崎県災害対策本部規程 (昭和38年宮崎県告示第 381号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(本部長)</p> <p>第4条 災害対策本部長は、宮崎県設置条例 (平成16年宮崎県条例第4号) に規定する部の長、危機管理統括監、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">部及び室</th> <th style="text-align: center;">班</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策対策室</td> <td>総合政策班 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農政水産対策室</td> <td>[略] <u>農業連携推進班</u> <u>農業経営支援班</u> [略] 農村整備班 <u>工事検査班</u> [略] 漁村振興班 畜産新生推進班</td> </tr> <tr> <td>県土整備対策室</td> <td>[略] 技術企画班</td> </tr> </table>	部及び室	班	[略]		総合政策対策室	総合政策班 [略]	[略]		農政水産対策室	[略] <u>農業連携推進班</u> <u>農業経営支援班</u> [略] 農村整備班 <u>工事検査班</u> [略] 漁村振興班 畜産新生推進班	県土整備対策室	[略] 技術企画班	<p>(本部長)</p> <p>第4条 災害対策本部長は、宮崎県設置条例 (平成16年宮崎県条例第4号) に規定する部の長、<u>政策調整監</u>、危機管理統括監、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">部及び室</th> <th style="text-align: center;">班</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策対策室</td> <td>総合政策班 <u>広域連携推進班</u> [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農政水産対策室</td> <td>[略] <u>農業流通ブランド班</u> <u>農業普及技術班</u> <u>農業担い手対策班</u> [略] 農村整備班 [略] <u>漁業管理班</u> 畜産新生推進班 <u>工事検査班</u></td> </tr> <tr> <td>県土整備対策室</td> <td>[略] 技術企画班</td> </tr> </table>	部及び室	班	[略]		総合政策対策室	総合政策班 <u>広域連携推進班</u> [略]	[略]		農政水産対策室	[略] <u>農業流通ブランド班</u> <u>農業普及技術班</u> <u>農業担い手対策班</u> [略] 農村整備班 [略] <u>漁業管理班</u> 畜産新生推進班 <u>工事検査班</u>	県土整備対策室	[略] 技術企画班
部及び室	班																								
[略]																									
総合政策対策室	総合政策班 [略]																								
[略]																									
農政水産対策室	[略] <u>農業連携推進班</u> <u>農業経営支援班</u> [略] 農村整備班 <u>工事検査班</u> [略] 漁村振興班 畜産新生推進班																								
県土整備対策室	[略] 技術企画班																								
部及び室	班																								
[略]																									
総合政策対策室	総合政策班 <u>広域連携推進班</u> [略]																								
[略]																									
農政水産対策室	[略] <u>農業流通ブランド班</u> <u>農業普及技術班</u> <u>農業担い手対策班</u> [略] 農村整備班 [略] <u>漁業管理班</u> 畜産新生推進班 <u>工事検査班</u>																								
県土整備対策室	[略] 技術企画班																								

	<u>工事検査班</u> [略] 高速道対策班
[略]	
企業局対策室	[略] <u>工務班</u> <u>電気班</u> <u>施設管理班</u> [略]
[略]	
文教対策室	[略] <u>文化財対策班</u> [略]
[略]	

別表第 2 (第 5 条関係)

[略]		[略]
総合政策班長		[略]
[略]		[略]
山村・木材振興班長		[略]
<u>工事検査班長</u>		<u>工事検査課長</u>
[略]		[略]
<u>農業連携推進班長</u>		<u>農業連携推進課長</u>
<u>農業経営支援班長</u>		<u>農業経営支援課長</u>
[略]		[略]
<u>漁村振興班長</u>		<u>漁村振興課長</u>
[略]		[略]
高速道対策班長		[略]
[略]		[略]
<u>工務班長</u>		<u>工務課長</u>
<u>電気班長</u>		<u>電気課長</u>
<u>施設管理班長</u>		<u>施設管理課長</u>
[略]		[略]
<u>文化財対策班長</u>		[略]
[略]		[略]

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
総合対策部	総括班	1～8 [略]
		9～14 [略]
	[略]	
	災害対策本部 支援班	1～11 [略] 12 <u>災害救助法(昭和22年法律第 118号)</u> に関連する業務に関すること。
[略]		
総合政策対策	総合政策班	[略]

	[略] 高速道対策班 <u>工事検査班</u>
[略]	
企業局対策室	[略] <u>工務管理班</u> <u>施設保全班</u> <u>発電設備班</u> [略]
[略]	
文教対策室	[略] <u>文化財班</u> [略]
[略]	

別表第 2 (第 5 条関係)

[略]		[略]
総合政策班長		[略]
<u>広域連携推進班長</u>		<u>広域連携推進室長</u>
[略]		[略]
山村・木材振興班長		[略]
[略]		[略]
<u>農業流通ブランド班長</u>		<u>農業流通ブランド課長</u>
<u>農業普及技術班長</u>		<u>農業普及技術課長</u>
<u>農業担い手対策班長</u>		<u>農業担い手対策課長</u>
[略]		[略]
<u>漁業管理班長</u>		<u>漁業管理課長</u>
[略]		[略]
高速道対策班長		[略]
<u>工事検査班長</u>		<u>工事検査課長</u>
[略]		[略]
<u>工務管理班長</u>		<u>工務管理課長</u>
<u>施設保全班長</u>		<u>施設保全課長</u>
<u>発電設備班長</u>		<u>発電設備課長</u>
[略]		[略]
<u>文化財班長</u>		[略]
[略]		[略]

別表第 3 (第 7 条関係)

宮崎県災害対策本部事務分掌表

[略]		
部室名	班 名	分 掌 事 務
総合対策部	総括班	1～8 [略]
		9 <u>災害対策の立案に関すること。</u>
		10 <u>災害救助法(昭和22年法律第 118号)</u> <u>の適用に関すること。</u>
	11～16 [略]	
[略]		
災害対策本部 支援班	1～11 [略] 12 <u>災害救助法に関連する業務に関すること。</u>	
[略]		
総合政策対策	総合政策班	[略]

室				室	広域連 携推進 班	1 知事会に関するこ と。 2 他都道府県との広域的連携に関するこ と。	
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
福祉保 健対策 室	[略]			福祉保 健対策 室	[略]		
	障がい 福祉班	1	[略]		障がい 福祉班	1 [略] 2 精神保健施設の災害対策及び被害調査 に関するこ。	
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
農政水 産対策 室	[略]			農政水 産対策 室	[略]		
	農業連 携推進 班		[略]		農業流 通ブラ ンド班	[略]	
	農業経 営支援 班		[略]		農業普 及技術 班	[略]	
	[略]				農業担 い手対 策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こ。	
	[略]				[略]		
	農村整 備班	1	[略]		農村整 備班	1 [略] 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及 び被害調査に関するこ。	
	工事検 査班	1	総合対策部及び他班への応援に関する こ。		[略]		
	[略]				漁業管 理班	[略]	
	漁村振 興班		[略]		畜産新 生推進 班	[略]	
	畜産新 生推進 班		[略]		工事検 査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こ。	
県土整 備対策 室	[略]			県土整 備対策 室	[略]		
	技術企 画班		[略]		技術企 画班	[略]	
	工事検 査班	1	総合対策部及び他班への応援に関する こ。		[略]		
	[略]				高速道 対策班	[略]	
[略]			高速道 対策班	[略]			
[略]			工事検 査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こ。			
[略]				[略]			
企業局 対策室	[略]			企業局 対策室	[略]		
	工務班	1	県営電力施設（土木・建築施設及びダム施設に限る。）の災害対策及び被害調査に関するこ。 2 [略] 3 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の災害対策及び被害調査に関するこ。		工務管 理班	1 県営電力施設（他班の主管に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関するこ。 2 [略]	

		4 [略]			3 [略]
	電気班	1 [略]		施設保 全班	1 [略] 2 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーシ ョン施設の災害対策及び被害調査に関する こと。
	施設管 理班	[略]		発電設 備班	[略]
	総合制 御班	1 [略]		総合制 御班	1 [略] 2 県営電力施設（通信・制御施設に限 る。）の災害対策及び被害調査に関するこ と。
[略]			[略]		
文教対 策室	[略]		文教対 策室	[略]	
	特別支 援教育 班	1 総合対策部及び他班への応援に関する こと。		特別支 援教育 班	1 特別支援教育に関する児童及び生徒の 被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した特別支援教育に関する児童及 び生徒の応急の教育に関すること。 3 小・中学部の教科書、教材及び学用品 の災害対策及び被害調査に関すること。
	[略]			[略]	
	文化財 対策班	[略]		文化財 班	[略]
	[略]			[略]	
警備対 策室	[略]		警備対 策室	[略]	
	刑事班	1 犯罪捜査及び犯人の逮捕等に関するこ と。 2 [略]		刑事班	1 犯罪捜査に関すること。 2 [略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に
より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和4年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
45B2100025	白石病院介護医療 院	宮崎県東臼杵郡門 川町門川尾末8600 番地 100	医療法人社団孝誠 会	宮崎県東臼杵郡門 川町門川尾末8600 番地 100	令和3年12月1日	短期入所療養介 護
4570204638	デイドリーム	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	有限会社メディカ ル介護サービス	宮崎県都城市吉尾 町1958番地2	令和3年12月4日	通所介護
4570601510	竹島デイサービス センター	宮崎県日向市竹島 町1番地47	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市塩路 字江良ノ上2782番 地74	令和3年12月20日	通所介護

宮崎県告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に

より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和4年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B2100025	白石病院介護医療院	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8600番地 100	医療法人社団孝誠会	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8600番地 100	令和3年12月1日	介護予防短期入所療養介護

宮崎県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和4年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570201121	株式会社おくつタクシー訪問介護事業部	宮崎県都城市上川東1丁目1号2番地	株式会社おくつタクシー	宮崎県都城市上川東1丁目1号2番地	令和3年12月29日	訪問介護

宮崎県告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和4年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B2100025	白石病院介護医療院	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8600番地 100	医療法人社団孝誠会	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末8600番地 100	令和3年12月1日	介護医療院

宮崎県告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年1月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201603	はびねすサポート	都城市鷹尾5丁目6街区5-10号	ケンシンテクノ株式会社	都城市鷹尾5丁目10街区9の1号	令和4年1月15日	居宅介護 重度訪問介護

令和4年1月24日

宮崎県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 えびの市大字末永字中原3533・3535・3557・3562-1から3562-6まで・3562-9

・3562-10・3562-12・3562-15・3562-16・3569-5・3893-4（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）、3502-2から3502-4まで、3502-6、3502-8、3502-9、3502-11、3502-12、3502-15、3549、3562-11、3569-4

- 2 民有林の保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第60号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 24 日から同年 2 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字佐礼1736番5地先から同郡同村同大字同字1736番23地先まで	旧	8.2～34.8	388.0
				新	8.2～120.8	388.0

宮崎県告示第61号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 24 日から同年 2 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字佐礼1736番5地先から同郡同村同大字同字1736番23地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

- 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

- 4 占用の制限の開始の期日

令和 4 年 2 月 8 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、曾木土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 1 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 久 芳	延岡市北方町曾木子2618番地
理 事	伊 東 敏 明	延岡市北方町曾木子1046番地
理 事	藤 原 誠	延岡市北方町南久保山子4507番地3
理 事	河 野 成 祥	延岡市北方町南久保山子3428番地
理 事	甲 斐 孝 一	延岡市北方町曾木子1880番地10
理 事	千 坂 昭 利	延岡市北方町曾木子 328番地
監 事	中 田 勇	延岡市北方町曾木子2474番地
監 事	佐 藤 浩 司	延岡市北方町南久保山子4101番地5
監 事	米 倉 建 男	延岡市北方町曾木子1776番地

（任期：令和 5 年 5 月 8 日まで）

- 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	柴 田 英 雄	延岡市北方町曾木子1200番地
理 事	甲 斐 久 芳	延岡市北方町曾木子2618番地
理 事	河 野 清 則	延岡市野田町 2 丁目 7 番地14-D
理 事	佐 藤 浩 司	延岡市北方町南久保山子4101番地5
理 事	甲 斐 憲 治	延岡市北方町曾木子1801番地
理 事	千 坂 恒 利	延岡市北方町曾木子 348番地
監 事	伊 東 敏 明	延岡市北方町曾木子1046番地
監 事	甲 斐 正 人	延岡市北方町曾木子1808番地3

監 事	佐 藤 世 紀	延岡市西階町2丁目4782番地3	<p>(2) 名称 3・5・5号山角坂元線</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域</p> <p>(1) 追加する部分 なし</p> <p>(2) 削除する部分 西都市大字三宅字須先の一部</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課及び宮崎県西都土木事務所並びに西都市建設課</p> <p>(2) 期間 令和4年1月24日から令和4年2月7日まで</p>
<p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、二原土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。</p> <p>令和4年1月24日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>			
<p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。</p> <p>令和4年1月24日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>			
<p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>令和4年1月24日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画の種類及びその名称</p> <p>(1) 種類 宮崎広域都市計画道路</p> <p>(2) 名称 3・4・7号中村木崎線</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域</p> <p>(1) 追加する部分 宮崎市大字本郷南方の一部</p> <p>(2) 削除する部分 宮崎市大字本郷南方の一部</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課</p> <p>(2) 期間 令和4年1月24日から令和4年2月7日まで</p>			
<p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>令和4年1月24日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画の種類及びその名称</p> <p>(1) 種類 西都都市計画道路</p>			

--	--